

調停の流れ

基本的な進め方・・・調停委員が日時及び場所（期日）
を定め、当事者等関係人の出頭を
求め、その意見を聴取して進める。

調停申請書の受付



調停委員会の設置

会長が3人の調停委員を指名する。



関係者への通知



関係者が意見書を提出

（義務でない）



（次ページへ）

（続き）

調停期日（非公開）

第1回期日

調停申請書及び意見書等を基に双方の意見を聴取
(調停委員が職権により資料等を収集することもできる)

現地調査

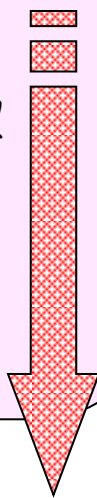
第2回期日

現地調査を踏まえた上での双方の意見の聴取

...

第〇回期日

調停委員による調停案の提示、受諾の勧告



合意成立

合意成立の見込みなし

申請人から
調停取り下げ

調停の成立

調停打ち切り